

静岡県告示第405号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、狩野川漁業協同組合（内共第8号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和2年5月29日

静岡県知事 川勝平太

- 1 漁業権者の名称及び所在地
狩野川漁業協同組合 伊豆の国市大仁901
- 2 漁業権の免許番号
内共第8号
- 3 変更の内容
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日
令和2年5月20日

別表

改正前					改正後						
(遊具・漁法等の制限) 第3条 次の表のア欄に掲げる魚種の遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。					(遊具・漁法等の制限) 第3条 次の表のア欄に掲げる魚種の遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。						
ア 魚種	イ 遊漁の方法		ウ 統数又は規模	エ 区域	オ 期間	ア 魚種	イ 遊漁の方法		ウ 統数又は規模	エ 区域	オ 期間
アユ 漁業	友釣	リール 禁 止（擬 似おと り禁 止）	掛針はイカ リ針1段又 はチラシ針 2本のい ずれか	全川（大 見川梅木 発電所取 水口より 上流、持 越川大堰 堤より上 流を除 く）	5月20 日以降で 組合が定 め公示す る日から 12月31 日まで	アユ 漁業	友釣	リール 禁 止（擬 似おと り禁 止）	掛針はイカ リ針1段又 はチラシ針 2本のい ずれか	全川	5月20 日以降で 組合が定 め公示す る日から 12月31 日まで
				大見川梅 木発電所 取水口よ り上流、 持越川大 堰堤より	7月1日 以降で組 合が定め 公示する 日から 12月31						

			<u>上流</u>	<u>日まで</u>
	ドブ釣	擬似釣	全川(大見川梅木発電所取水口より上流、持越川大堰堤より上流を除く)	5月20日以降で組合が定め公示する日から12月31日まで
			大見川梅木発電所取水口より上流、持越川大堰堤より上流	7月1日以降で組合が定め公示する日から12月31日まで

	ドブ釣	擬似釣	全川	5月20日以降で組合が定め公示する日から12月31日まで

ア 魚種	イ 遊漁の方法		ウ 統数 又は規模	エ 区域	オ 期間	ア 魚種	イ 遊漁の方法		ウ 統数 又は規模	エ 区域	オ 期間
あまご 漁業	餌釣			全川	3月1日 から9月 30日まで	あまご 漁業	餌釣			全川	3月1日 から9月 30日まで
	フライ釣 テンカラ 釣 ルアー釣		1本釣に 限る	全川（柿 田川を除 く） 全支流（ 柿田川を 除く） <u>但</u> <u>し大見川</u> <u>は梅木発</u> <u>電所取水</u> <u>口より上</u> <u>流域、黄</u> <u>瀬川は鮎</u> <u>壺の滝よ</u> <u>り上流域</u> <u>に限る</u>	3月1日 から5月 19日まで 5月20日 から9月 30日まで		フライ釣 テンカラ 釣 ルアー釣		1本釣に 限る	全川（柿 田川を除 く）	3月1日 から <u>9月</u> <u>30日まで</u>

			域、持越 川は大堰 堤より上 流域、黄 瀬川は鮎 壺の滝よ り上流域 に限る。				域、持越 川は大堰 堤より上 流域、黄 瀬川は鮎 壺の滝よ り上流域 に限る。	
			黄瀬 川(鮎壺 の滝より 上流域に 限る)	10月1日 から12月 31日まで			黄瀬 川(鮎壺 の滝より 上流域に 限る)	10月1日 から12月 31日まで
						<u>キャッチ &リリース に限る</u>	<u>黄瀬 川(五竜 の滝から 700 m 下 流に位置 する富沢 の堤防ま での区 域)</u>	<u>11月1日 から2月 末日まで</u>

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 第2条の規定により組合が定める場所において納付すべき遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料には、次表の遊漁料に、あゆ・うなぎについては800円、あまご・にじますについては500円、こい・おいかわ・うぐいについては400円を附加して得た金額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
全魚種	竿釣	1日	<u>1,700円</u>
		1年	<u>10,500円</u>
あまご・にじます	竿釣	1日	<u>1,150円</u>
		1年	<u>6,300円</u>
かに	もじり・かご	1年	<u>6,300円</u>
		もじり・かごについては別途行 使料として、1本(個)あたり <u>1,000円</u> とする	
こい・おいかわ・うぐい	竿釣	1日	<u>600円</u>
		1年	<u>3,000円</u>

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 第2条の規定により組合が定める場所において納付すべき遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料には、次表の遊漁料に、あゆ・うなぎについては800円、あまご・にじますについては500円、こい・おいかわ・うぐいについては400円を附加して得た金額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
全魚種	竿釣	1日	<u>1,800円</u>
		1年	<u>11,000円</u>
あまご・にじます	竿釣	1日	<u>1,200円</u>
		1年	<u>6,600円</u>
かに	もじり・かご	1年	<u>6,600円</u>
		もじり・かごについては別途行 使料として、1本(個)あたり <u>1,100円</u> とする	
こい・おいかわ・うぐい	竿釣	1日	<u>660円</u>
		1年	<u>3,300円</u>

2 黄瀬川五龍の滝から700m下流に位置する富沢の堤防までの区域(特別区)のニジマス遊漁料は次の表のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
<u>にじます</u>	フライ釣	<u>1日</u>	<u>2,000円</u>
	テンカラ釣	<u>1日</u>	<u>4,000円</u>

	<u>ルアー釣</u>	<u>(現場売り ※)</u>	
		<u>1 期間</u>	<u>5,000 円</u>
※ <u>現場にて、遊漁料監視員に遊漁料を納付する場合</u>			

附 則

この規則は、令和 2 年 5 月 20 日から施行する。

(第 6 条第 1 項は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。)